



平成 24 年 2 月 29 日

各 位

会社名 東 海 観 光 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
(コード：9704・東証第1部)
問合せ先 財務経理管掌取締役 宍戸 佐太郎
(TEL. 03-5488-1010)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、下記のとおり平成24年3月29日開催予定の当社第74回株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高めることを目的として、取締役、監査役および従業員を対象としたストックオプションを定時株主総会のご承認に基づいて付与してまいりました。今後につきましても、業績向上および株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として、以下のストックオプションを実施する予定であります。
- 新株予約権発行の要領
 - 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、監査役および従業員ならびに付与決議時点における当社子会社の取締役
 - 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 7,855,000 株（うち当社取締役分は 7,425,000 株、当社監査役分は 80,000 株）を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他の数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。
 - 新株予約権の数
7,885 個（うち当社取締役分は 7,425 個、当社監査役分は 80 個）を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式 1,000 株とする。）ただし、当社が株式分割等を行った場合は、上記（2）と同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times (1 \div \text{分割・併合の比率}) \end{array}$$

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権または新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替えるものとする。

更に、割当日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年5月1日から平成29年4月30日までの期間で、当社取締役会で決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ② 対象者が前述①の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。
- ③ 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ④ 新株予約権の質入、その他処分は認めない。
- ⑤ その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、上記（7）に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における、増加する資本金および資本準備金に関する

る事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 取締役および監査役の報酬等の具体的な算定方法
当社取締役および当社監査役の報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数および当社監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定する。
- (13) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (注) 上記の内容については、平成24年3月29日開催予定の当社第74回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件としております。

以 上